

法人税法の「公正処理基準」に関する一考察 ー不動産流動化実務指針（ビックカメラ事件）を題材としてー

鵜 川 正 樹

【キーワード】 公正処理基準、不動産流動化実務指針、公正ナル会計慣行、株主代表訴訟、ビックカメラ事件

1 はじめに

法人税法 22 条 4 項は、当該事業年度の収益の額は「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」（以下、「公正処理基準」という。）に従って計算されるものとする規定している。この第 4 項は、昭和 42 年度の税制改正で新設された規定であり、昭和 41 年 10 月 17 日の企業会計審議会の「税法と企業会計との調整に関する意見書」の「納税者が継続的に健全な会計慣行によって企業利益を算出している場合には、当該企業利益に基づいて計算するものとする。」という提言に対応して立法されたものといわれている。この会計処理の基準とは、吉牟田（1999、128 頁）によれば、立法制定当時は、「この規定は、税法に特別に規定した所得計算の基準以外は、公正妥当な会計基準に従う、すなわち企業会計を尊重するという計算心得を宣言、確認する規定であると理解され、税法令の制定、改廃を促すような創設的、強制的規定とは解しにくいものとなった。」と述べている。

1960 年代の税法と企業会計の調整という時代から、1990 年代の会計ビックバン以降、企業会計の国際的な統合や複雑化に伴い、税法と会社法及び企業会計原則の三者の会計処理について、それらの間の差異を縮小する調整よりも、それぞれの会計処理の独自性が強調され、三者間の乖離が進んでいるといわれている¹⁾。

裁判所の判示においては、法人税法 22 条 4 項の意義は、「現に法人のした収益等の額の計算が、適正な課税及び納税義務の履行の確保を目的（同法 1 条参照）とする同法の公平な所得計算という要請に反するものでない限り、法人税の課税標準である所得の金額の計算上もこれを是認するのが相当であるとの見地から定められたもの」（最高裁平成 5 年 11 月 25 日判決民集 47 卷 9 号 5278 頁）と理解されている。したがって、公正処理基準には、企業会計の尊重という基本的な志向があるが、公平な課税の要請という観点が優先的に存在しているといえる²⁾。

本稿では、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る会計処理に関する実務指針」（以下、「不動産流動化実務指針」という。）に関して、株式会社ビックカメラ（以下、「ビックカメラ」という。）に係る訴訟事件を2件取り上げて、不動産流動化実務指針が「公正ナル会計慣行」（旧商法）に該当するのか、そして、税法の公正処理基準に該当するのかを検討したい。

1件目の裁判（東京高裁平成25年7月19日判決、訴月60巻第5行1089頁）は、税務訴訟の事案である。ビックカメラが、証券取引等監視委員会の指導に基づき、会計処理を売却処理から金融処理に訂正したことが税法上の公正処理基準に該当するか否かについて、法人税法固有の立場から判断した事例である。ビックカメラの当初の会計処理（売却処理）が、公正処理基準に該当するか否かの判断は示されていないが、不動産流動化指針を根拠とした訂正後の会計処理（金融取引処理）に関して、税法の目的から公正処理基準に該当しない旨の判断を示したものである。

2件目の裁判（東京高裁判決平成26年4月24日、判時2220号109頁）は、株主代表訴訟の裁判である。ビックカメラの不動産流動化の実行に関する役員の任務懈怠の有無が争われた事案である。この判決では、ビックカメラの当初会計処理（売却処理）が不動産流動化指針に照らして適切か否かについて、財務諸表規則の詳細な解釈が判示された事例であり、ビックカメラの当初の会計処理（売却処理）が、不動産流動化指針に違反しているとはいえないとしている。

この2つの判例をとおして、ビックカメラの当初の会計処理（売却処理）が「公正ナル会計慣行」（旧商法）に該当するのか否か、そして、税法上の公正処理基準に該当するのか否かについて検討する。その後、訂正処理（金融取引処理）の旧商法適法性と公正処理基準該当性について検討したいと考える。

2 ビックカメラ事件（1）税務訴訟

（東京高裁平成25年7月19日判決（平成25年（行コ）第117号、訴月60巻第5行1089頁）

2.1 事案の概要

原告ビックカメラは、家庭用電気製品の売買取等を目的とする株式会社であり、本件事業年度中の平成20年6月以降その発行する株式を東京証券取引所市場第一部に上場しているところ、これに先立つ平成14年に、資金の調達等の目的で、その所有する土地及び建物等を信託財産とする信託契約（以下「本件信託契約」といい、これに係る信託財産を、以下「本件信託財産」という。）を締結した上で、それに基づく受益権（以下「本件信託受益権」という。）を総額290億円で第三者に譲渡すること等を内容とするいわゆる不動産の流動化をし、これについて、法人税の課税標準である所得の金額の計算上本件信託受益権の譲渡をも

って本件信託財産の譲渡と取り扱った内容の会計処理をして、以降、本件信託契約及びこれに関係する契約を終了させた本件事業年度までの間、この会計処理を前提とした内容の法人税の各確定申告をしていたが、その後、上記の不動産の流動化について本件信託財産の譲渡を金融取引として取り扱う会計処理をすべきである旨の証券取引等監視委員会の指導を受け、過年度の会計処理の訂正をした。

本件は、本件事業年度の法人税について、原告が、その前提とした会計処理を訂正したことにより、同年度の法人税の確定申告に係る確定申告書の提出により納付すべき税額が過大となったとして、国税通則法 23 条 1 項 1 号に基づき、更正をすべき旨の請求をしたところ、所轄税務署長から更正をすべき理由がない旨の通知を受けたため、その取消しを求めた事案である。

争点 不動産流動化指針の公正処理基準該当性

2.2 原審の判旨（東京地裁平成 25 年 2 月 25 日訴月 60 巻 5 号 1103 頁）

不動産流動化実務指針が公正処理基準（税会計処理基準）に該当するかについては、「法人税法は、適正な課税及び納税義務の履行を確保することを目的とし、資産又は事業から生ずる収益に係る法律関係を基礎に、それが実質的には他の法人等がその収益として享受するものであると認められる場合を除き、基本的に収入の原因となった法律関係に従って、各事業年度の収益として実現した金額を当該事業年度の益金の額に算入するなどし、当該事業年度の所得の金額を計算すべきものとしていると解されるところ、当該事業年度の収益等の額の計算に当たり、本件におけるように、信託に係る受益権が契約により法的に譲渡され、当該契約に定められた対価を現に収入した場合（この場合に同法上収益の実現があったと解すべきことは明らかである。）において、それが実質的には他の法人等がその収益として享受するものであると認められる場合ではなくても、また、同法において他の法人との関係を考慮することができると定められたときにも当たらないにもかかわらず、なお、他の法人との関係をも考慮し、当該収入の原因となった法律関係を離れて、当該譲渡を有償による信託に係る受益権の譲渡とは認識せず、専ら譲渡人について、当該譲渡に係る収益の実現があったとしないものとする取扱いを定めた同指針については、既に述べたところを目的とする同法の公平な所得計算という要請とは別の観点に立って定められたものとして、税会計処理基準に該当するものとは解し難いといわざるを得ないものである。」と判示した。

2.3 控訴審の判旨

控訴棄却（確定）。

「不動産を信託財産とする信託契約に基づく受益権を有償で譲渡した場合についていう

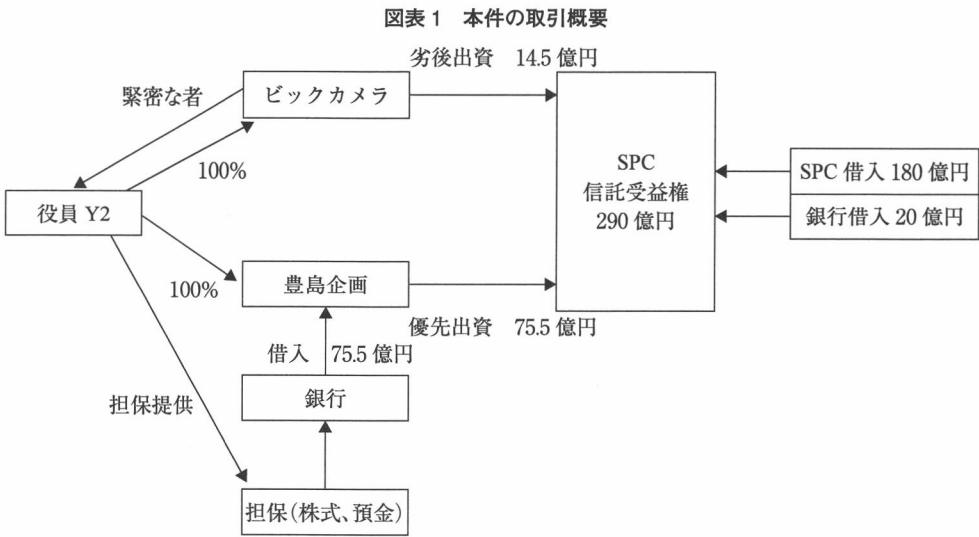
ならば、同条2項が、別段の定めがあるものを除き、有償による資産の譲渡により収益が生じる旨規定しており、一般に不動産を信託財産とする信託契約に基づく受益権を有償で譲渡した場合には有償による資産の譲渡にあたり、これにより収益が生じたというべきであることを踏まえて判断すべきであって、企業会計上の公正会計基準として有力なものであっても、当然に同条4項にいう『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』に該当するものではないと解するのが相当である。」

「不動産流動化実務指針は、不動産等が法的に譲渡され、かつ、その対価を譲渡人が収入として得ているときであっても、なお、子会社等を含む譲渡人に残された同指針のいう意味での不動産のリスクの程度を考慮して、これを金融取引として取り扱うことがあるとしたものであるが、法人税法は、適正な課税及び納税義務の履行を確保することを目的とし、資産又は事業から生ずる収益に係る法律関係を基礎に、それが実質的には他の法人等がその収益として享受するものであると認められる場合を除き、基本的に収入の原因となった法律関係に従って、各事業年度の収益として実現した金額を当該事業年度の益金の額に算入するなどし、当該事業年度の所得の金額を計算すべきものとしていると解されるのである。本件におけるように、信託に係る受益権が契約により法的に譲渡され、当該契約に定められた対価を現に収入として得た場合において、それが実質的には他の法人等がその収益として享受するものであると認められる場合ではなくても、また、同法において他の法人との関係を考慮することができると定められたときにも当たらないにもかかわらず、他の法人との関係をも考慮し、リスク・経済価値アプローチにより、当該譲渡を有償による信託に係る受益権の譲渡とは認識せず、専ら譲渡人について、当該譲渡に係る収益の実現があったものとししない取扱いを定めた同指針は、上記目的を有する同法の公平な所得計算という要請とは別の観点に立って定められたものとして、税会計処理基準に該当するものとはいえないといわざるを得ない。」

2.4 判決の意義

2.4.1 不動産流動化実務指針が公正処理基準に該当するか否か。

本件の取引概要は、下表 1 のとおりである。



(出典：筆者作成)

原審及び控訴審（以下、「本判決」という。）は、ビックカメラの当初の売却処理について、「不動産を信託財産とする信託契約に基づく受益権を有償で譲渡した場合には有償による資産の譲渡にあたり、これにより収益が生じたというべきである」としている。そして、「本件信託受益権譲渡等の取引により収益があったとして会計処理をし、当該事業年度の益金の額に算入して所得の金額を計算したことが実体ないし実質を欠くものであったということとはできない。」としている。

当初の売却処理が公正処理基準に合致しているか否かは明言してはいないが、ビックカメラが、契約により信託受益権を法的に譲渡し、対価を収入として得ていることから、収益に該当することと判示している。そのうえで、不動産流動化実務指針は、子会社等の関係を考慮し、リスク・経済価値アプローチにより、契約による法的な譲渡が行われ、対価を収入として得た場合においても、子会社等を通じて負っているリスクが考慮対象とされる点が、法人税法の公平な所得計算という要請とは別の観点に立って定められたものとして、公正処理基準（税会計処理基準）に該当するものとはいえないと判断している。

つまり、法 22 条 2 項の「有償による資産の譲渡」があったにもかかわらず、リスク・経済アプローチにより他の法人との関係を考慮することは、税法上の公正処理基準には該当しないとしたのである³⁾。

2.4.2 本件の特殊性

本件は、不動産流動化指針の公正処理基準該当性を争点としているが、いくつかの特殊な要因が含まれている。

吉村（2016、111頁）は、本件の特殊性として以下の2点を指摘している。

- (1) 会計処理の事後的な訂正を理由として更正の請求が行われたこと。
- (2) 当該更正が証券取引等監視委員会の指導を契機としたものであったこと。

第1点に関しては、「更正の請求は、当初申告における法律違反または計算誤りにより税額が過大である場合に認められる（税通23条1項1号）以上、当初処理の公正処理基準該当性について明らかにすれば、事案の解決には十分だったのではないかという疑問が生じる。」と述べている。

第2点目に関しては、「証券取引等委員会の指導により、不動産流動化実務指針に基づく処理が唯一の『公正ナル会計慣行』（旧商法32条2項）であるとビックカメラが認識した点である。」としたうえで、「仮にこの認識が正しく、かつ当該実務指針に基づく処理が公正処理基準に該当する場合には、継続性の観点から、唯一の公正処理基準となりえたということのだろうか。」と述べている。

吉村は、本判決は、「この認識の当否に立ち入ることなく、法人税固有の観点から公正処理基準の外延を探求する途を採った」という評価をしている。

第2点目の論点に関して、弥永（2010、9頁）は、不動産流動化指針に基づく訂正処理が唯一の「公正ナル会計慣行」であるかどうかについて、「企業会計審議会または企業会計基準委員会の会計基準や日本公認会計士協会の委員会報告は、『公正ナル会計慣行』のひとつではあるが、『公正ナル会計慣行』は一つに限られないというのが平成17年改正前の解釈として定説であったし、会社法の下でも『一般に公正妥当と認められる会計処理の慣行』は一つに限られないと解することに異論はないようである。」としたうえで、ビックカメラが「流動化時点において、商法および商法施行規則の下では適法であったとすれば、その後に、ビックカメラが株式を公開したとしても、さかのぼって、流動化取引を金融取引と位置付ける必要はなかったと解するのが自然である」と指摘している。

本判決では、ビックカメラの当初の売却処理が、公正ナル会計慣行（旧商法）に該当しているか否かを判示していないが、2件目の判決（株主代表訴訟であり税務訴訟ではない）において、当初の売却処理が、不動産流動化実務指針に沿ったものであり、公正ナル会計慣行（旧商法）に違反していないという判断が示されている。

筆者は、当初の売却処理が、公正ナル会計慣行（旧商法）に該当しているとすれば、税法上の公正処理基準にも該当する可能性が高く、したがって、証券取引等監視委員会の指導に基づく会計処理の訂正は、金融商品取引法上の取扱いとして有価証券報告書を訂正すればよく、会社法の決算と法人税法の課税計算には影響させる必要はなかったのではないかと考える。

3 ビックカメラ事件 (2) 株主代表訴訟

(東京高裁判決平成 26 年 4 月 24 日 平成 26 年 (ネ) 734 号、判時 2220 号 109 頁)

3.1 事案の概要

本件は、ビックカメラの株主である原告が、〈ア〉本件流動化の実行当時、本件会社の取締役又は監査役であった被告 Y2 らには、本件流動化の実行に係る会計処理等に関し任務懈怠があったから、同被告らは、旧商法 266 条 1 項 5 号に基づく損害賠償責任を負う、〈イ〉本件流動化の終了当時、Y2 らには、本件流動化の終了に係る会計処理等に関し任務懈怠があったから、同被告らは、会社法 423 条 1 項に基づく損害賠償責任を負う、〈ウ〉上記〈ア〉及び〈イ〉の任務懈怠により、本件会社は、本件課徴金 2 億 5353 万円を納付するとともに、本件確定申告に基づき少なくとも 20 億円の法人税、法人住民税及び法人事業税を過大に納付したものであり、本件会社には合計 22 億 5353 万円の損害が生じていると主張して、被告らに対し、連帯して、本件会社に対する上記損害 22 億 5353 万円の賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

ビックカメラは、本件流動化当時は、商法特例法上の大会社であったが、証券取引法（当時）に基づく有価証券報告者提出義務は負っていなかった。その後、平成 18 年 8 月、ジャズダック証券取引所に株式を上場し、平成 20 年 6 月には、東京証券取引所第一部に株式を上場した。

Y2 は、本件会社の創業者であり、平成 6 年以前から平成 21 年 2 月 20 日までの間、本件会社の代表取締役であった者であり、本件流動化の実行当時、本件会社の株式の 86%を保有するとともに、被告 Y2 が全ての株式を保有していた株式会社 K を通じて残りの 14%を保有し、本件会社の株式の全てを実質的に保有していた。

争点

1. 本件会計処理の適法性
2. 本件流動化の実行に関する任務懈怠の有無

(注) 本件訴えの適法性の争点は却下されている。

3.2 原審の判旨（東京地裁判決平成 25 年 12 月 26 日 平成 22 年 (ワ) 3960 号 金融商事判例 1451 号 17 頁）

「財務諸表等規則によれば、(1) 自己と緊密な者であることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者との議決権を合わせて他の会社の議決権の過半数を占めており、かつ、(2) 自己と緊密な者とが他の会社の資金調達額の総額の過半数につい

て担保の提供を行っている場合には、原則として、当該他の会社は、自己の子会社に該当するものの（同規則8条4項3号、2号ニ）、例外的に、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて、他の会社の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合には、自己の子会社には該当しない（同規則8条4項柱書但書）とされている。」

「これを本件についてみると、Y2は、本件流動化の実行当時、ビックカメラの代表取締役であったから、ビックカメラの『緊密な者』に該当するといえるところ、そのY2が本件出資によって実質的に豊島企画の全ての株式を保有するとともに、豊島企画の資金調達額の総額の過半について本件担保提供を行っていたことに照らせば、ビックカメラと豊島企画との関係は、財務諸表等規則8条4項3号、2号ニに掲げる場合に該当し、形式的には、豊島企画がビックカメラの子会社に該当するとも考えられる。」

「そこで、ビックカメラが豊島企画の『意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社』（同規則4項柱書但書）に該当するか否かを検討するに、本件流動化の実行当時、Y2は、ビックカメラの代表取締役であるとともに、ビックカメラの株式の全てを実質的に保有する株主であったから、Y2がビックカメラの意思決定機関を完全に支配していたものと認められる一方、ビックカメラがY2の意思決定を支配するという関係にはなかったものと認められるから、結局、ビックカメラがY2を通じて豊島企画の意思決定機関を支配することはなかったものといえることができる。」

「そうすると、ビックカメラは、豊島企画にとって『意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社』（同項柱書但書）に該当するという余地も十分にあると考えられるから、本件流動化の実行当時において、豊島企画がビックカメラの子会社に該当するものと断定することはできないというべきである。（下線筆者）」

次に、「流動化実務指針第40項なお書きが、譲渡人の親会社の子会社がリスクを負担する場合には、当該リスクは含めないで算定するとしている趣旨は、かかる場合には、当該子会社が負担するリスクを最終的に負担するのは当該親会社であり、譲渡人がかかるリスクを負担することにはならないため、実質的にリスクの移転の有無を判断するに当たっては、当該リスクを譲渡人が負担するリスクに含める必要はないとの考え方に基づくものと解される。」

「そうすると、仮に、豊島企画がビックカメラの子会社に該当するとしても、本件流動化の実行当時、ビックカメラ及び豊島企画の全ての株式を実質的に保有していたY2は、ビックカメラ及び豊島企画の親会社類似の立場にあり、豊島企画が負担するリスクは、実質的な出資者であるY2が最終的に負担することとなり、ビックカメラがかかるリスクを負担するものではないから、流動化実務指針第40項なお書きの上記趣旨に照らし、豊島企画が負担するリスクをビックカメラが負担するリスクに加算しないことも、流動化実務指針上、許容されているものと考えられる。（下線筆者）」

「豊島企画が負担するリスクをビックカメラが負担するリスクに加算しないという見解によれば、ビックカメラが負担するリスクは、・・・本件対象不動産の価格（290 億円）の『概ね 5%の範囲内』となるから、本件オフバランス処理は、流動化実務指針には反しないこととなる。そして、N 法律事務所の弁護士・公認会計士が本件出資の事実及び本件担保提供の事実を前提としても本件オフバランス処理が認められるとの意見を述べ、A 監査法人も本件出資の事実及び本件担保提供の事実を前提として平成 20 年 8 月期の連結財務諸表及び財務諸表につき適正意見を表明しているなど、複数の専門家からも本件オフバランス処理が適法であるとの見解が示されていることからすれば、かかる見解は、当時の専門家の間でも相応の正当性が認められるものとして受け入れられていたものといえる。」

「ビックカメラが、平成 21 年 2 月に調査委員会の調査報告により本件流動化については金融取引として処理されるべきであったとして、本件有価証券報告書等の訂正報告書及び訂正届出書を関東財務局に提出し、同年 4 月には東京証券取引所に上記と同趣旨の改善報告書を提出し、さらには同年 7 月の本件課徴金の納付命令に一切の異をとどめず、本件課徴金を納付している。本件会社の上記各行動は、上場廃止を回避し、本件決算訂正をめぐる問題を収束させるために経営上の判断として行われたものであることは前記認定のとおりであり、ビックカメラが法律上の判断としても本件会計処理の違法性を認めたものとはいえない。また、そもそも本件会計処理の適法性は、最終的には、本件流動化の内容、仕組み等から客観的に判断されるべきものであって、ビックカメラが違法性を認める行動を取っていたか否かによって判断が左右されるものでもない。（下線筆者）」

「以上によれば、流動化実務指針がビックカメラにとって唯一の公正な会計慣行であったか否かにかかわらず、本件オフバランス処理が流動化実務指針に反する違法なものであったと認めることはできず、また、これを前提とする本件利益計上も違法であったものと認めることはできない。（下線筆者）」

3.3 控訴審判決

控訴審判決では、原審判決を引用しながら、下記のように一部補正している。

「東京国税局が、本件流動化の実行が売却処理と認められないのではないかと疑問を持ち調査を行ったが、最終的には特に問題とすることもなく調査が終了し、また、弁護士及び公認会計士に確認したところ、本件信託譲渡を売買取引であるとし、本件利益計上を相当とするとの意見を得られたことからすれば、本件オフバランス処理が流動化実務指針に反するものでなかったとすることや、これを前提とする本件利益計上をすることについて相当の根拠が認められるので、これを違法とすることはできない。」

「流動化実務指針の子会社の解釈につき異なる見解が対立し、実務上の取扱いも分かれており、豊島企画がビックカメラの子会社に当たるか否かについてもそのいずれの見解に

も相当の根拠が認められる場合に、取締役又は監査役がその一方の見解を正当と解しこれに立脚して職務を行ったときは、後にその職務執行が違法と判断されたからといって、直ちに上記取締役又は監査役に過失があったものとするのは相当ではないと解すべきである（最高裁昭和46年6月24日第一小法廷判決・民集25巻4号574頁参照⁴⁾）。そして、前判示のとおり、本件オフバランス処理が流動化実務指針に反するものでなかったとすることや、これを前提とする本件利益計上をすることについて相当の根拠が認められるのであるから、本件流動化の実行についてY2に過失があったとは認められない。」

3.4 判決の意義

本判決は、会計のルールについて、財務諸表規則8条4項柱書但書の解釈を示した点で意義があるといえる。

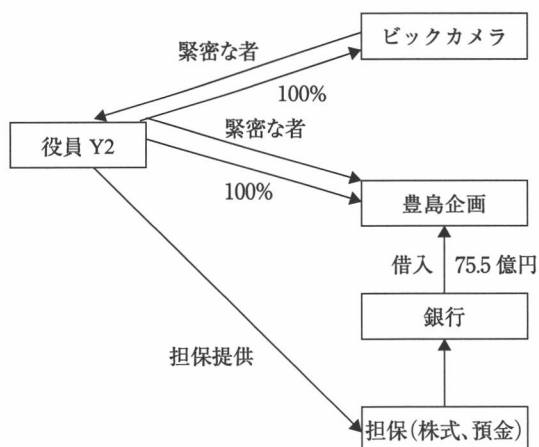
本判決における争点は、(1) 本件会計処理の適法性、(2) 本件流動化の実行に関する任務懈怠の有無である。争点(1)は、①本件において豊島企画がビックカメラの子会社に該当するか否か（財務諸表規則8条4項該当性）と、②仮に豊島企画がビックカメラの子会社であるとした場合に、実質的に豊島企画のリスクがビックカメラに及ぶか否か（不動産流動化実務指針40項なお書き該当性）という2つの論理展開に分けて判断している。争点(2)は、見解の異なる複数の会計処理がある場合に、一方の会計処理を正当と解して選択適用したが、その後違法と判断された場合における取締役の責任はどう扱われるか、という論点である。

3.5 本件売却処理の適法性

3.5.1 豊島企画がビックカメラの子会社に該当するか否か（財務諸表規則8条4項）

本件における役員とビックカメラ及び豊島企画の関係は図表2のようになる。

図表2 役員、ビックカメラ、豊島企画の関係



（出典：筆者作成）

財務諸表規則 8 条 4 項は、親会社の定義を、他の会社等の意思決定機関を支配している会社等と定義しており、その判断基準は、他の会社等の資金調達額の総額の過半となること（8 条 4 項二の二）と、議決権の過半数を占めていること（8 条 4 項三）である。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社等は、親会社には該当しないとしている（8 条 4 項柱書但書）。

本判決では、Y2 は、本件流動化の実行当時、ビックカメラの代表取締役であったから、ビックカメラの「緊密な者」に該当し、また、Y2 が実質的に豊島企画の全ての株式を保有するとともに、豊島企画の資金調達額の総額の過半について本件担保提供を行っていたことから、ビックカメラと豊島企画との関係は、財務諸表等規則 8 条 4 項 3 号、2 号二に掲げる場合に該当し、「形式的には、豊島企画がビックカメラの子会社に該当するとも考えられる。」しかしながら、Y2 は、ビックカメラの代表取締役であるとともに、ビックカメラの株式の全てを実質的に保有する株主であったから、「Y2 がビックカメラの意思決定機関を完全に支配していたものと認められる一方、ビックカメラが Y2 の意思決定を支配するという関係にはなかったものと認められる」として、「ビックカメラが Y2 を通じて豊島企画の意思決定機関を支配することはなかったものといえることができる」と判示している。

弥永（2017、49 頁）は、「複数の株式会社がある自然人による共同支配下にあり、当該自然人がそれらの会社の（代表）取締役であるような場合に、財務諸表規則 8 条 4 項を形式的に適用し、同項柱書ただし書の適用がないとして、一方の会社が他方の会社の子会社にあたると解すると、きわめて奇妙な帰結が導かれることになる。」と指摘している。

筆者は、本事案の場合、ビックカメラと豊島企画は、Y2 の共同支配下の兄弟会社といえることができるので、豊島企画の経営リスクは Y2 が実質的に負担しており、豊島企画は、8 条 4 項柱書但書の「意思決定を支配していないことが明らかであると認められる会社」に該当するといえる。したがって、豊島企画は、ビックカメラの子会社に該当しないということもできるのではないかと考える。

3.5.2 仮に豊島企画がビックカメラの子会社であるとした場合に、実質的に豊島企画のリスクがビックカメラに及ぶか否か（不動産流動化実務指針 40 項なお書き）

流動化実務指針 40 項では、「不動産の流動化スキームにおいて譲渡人の子会社等が当該不動産に関する何らかのリスクを負っている場合には、売却処理を行うか否かの判断に当たり、譲渡人が支配している子会社等が負担するリスクの存在を考慮することが適切であり、当該子会社又は関連会社が負担するリスクを譲渡人が負担するリスクに加えてリスク負担割合を算定して判断することが必要と考える。なお、譲渡人の親会社及び親会社の子会社がリスクを負担する場合には、当該リスクは含めないで算定する。」とされている。

本判決では、「仮に、豊島企画がビックカメラの子会社に該当するとしても、本件流動化の実行当時、Y2は、ビックカメラ及び豊島企画の親会社類似の立場にあり、豊島企画が負担するリスクは、実質的な出資者であるY2が最終的に負担することとなり、ビックカメラがかかるリスクを負担するものではないから、流動化実務指針第40項なお書きの上記趣旨に照らし、豊島企画が負担するリスクをビックカメラが負担するリスクに加算しないことも、流動化実務指針上、許容されているものと考えられる。」としている。

担保や確認書に関しては、「豊島企画が破綻した場合に担保喪失のリスクを負っているのは飽くまで担保提供者であるY2個人であり、豊島企画が破綻した場合にビックカメラがK社から10億5000万円を回収することができなかったことを認めるに足りる証拠はないから、ビックカメラが豊島企画に対して実質的に担保を提供したと評価することはできない。また、本件会社が差し入れたという上記確認書の内容は明らかではないし、これによって保証類似の効力が発生することを認めることもできないから、ビックカメラが豊島企画と同額の経済的リスクを負っていると評価することもできない。」としている。

本判決は、第40項なお書きを適用するというアプローチを採用したうえで、法的には、ビックカメラが豊島企画の損失のリスクを負担していることにはならないとしたものといえる。兄弟会社間では、通常は、リスクは波及しないので、第40項なお書きが妥当するという判断である。

筆者は、ビックカメラが、本件不動産流動化にあつては、監査法人や法律事務所の専門家に相談しながら検討を進めており、なぜ豊島企画の株主を第3者に出資させたなかったのか（なぜY2の名義株にしたのか）疑問が残るが、豊島企画が形式的にはビックカメラの子会社に該当する可能性があるとしても、Y2が豊島企画のリスクを負うものであり、40項なお書きを適用して、ビックカメラのリスクには加算しないという判断をしたことは、相応の根拠があったものといえる。したがって、仮に豊島企画がビックカメラの子会社であるとした場合でも、豊島企画のリスクが実質的にビックカメラに及ぶことはないといえるのではないかと考える。

3.5.3 流動化実務指針の商法（会社法）適法性

平成17年の会社法の制定により、旧商法第32条第2項の「商業帳簿ノ作成ニ関スル既定ノ解釈ニ付イテハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」との規定は、会社法第431条においては「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」とされた。この規定は、従来の「慣行」という用語を維持して、明文化された会計基準に限定されないこと、逆に、明文化された会計基準に常に従わなければならないわけではないことを明らかにしつつも、「従うものとする」とすることによって、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を強く位置づけているとされている。

本判決では、有価証券報告書等の訂正報告書の提出、課徴金の納付の行動は、「上場廃止を回避し、本件決算訂正をめぐる問題を収束させるために経営上の判断」として行われたものであり、ビックカメラが法律上の判断としても本件会計処理の違法性を認めたものとはいえない。また、「そもそも本件会計処理の適法性は、最終的には、本件流動化の内容、仕組み等から客観的に判断されるべきものであって、ビックカメラが違法性を認める行動を取っていたか否かによって判断が左右されるものでもない。」として、「流動化実務指針がビックカメラにとって唯一の公正な会計慣行であったか否かにかかわらず、本件オフバランス処理が流動化実務指針に反する違法なものであったと認めることはできず、また、これを前提とする本件利益計上も違法であったものと認めることはできない。」と判示している。つまり、ビックカメラの当初の売却処理は、流動化実務指針に準拠したものであり、旧商法上の「公正ナル会計慣行」に該当するものとされている。

筆者は、本件流動化において、商法の下で、売却処理が適法であったとすれば、その後に、ビックカメラがその株式を公開したとしても、遡って、本件取引を金融取引と位置づける必要はなかったのではないかと考える。

なお、これは筆者の個人的な見解であるが、証券取引等監視委員会が不動産流動化実務指針における子会社該当性の解釈に対する是正指導を行った背景には、投資家保護の観点が強くあったのではないかとと思われる。ビックカメラが、株式上場による資金調達の前に、不動産流動化を活用して、所有不動産の売却処理により保有評価益を実現利益として計上したことや、さらに、劣後受益権の買い戻しにより、信託勘定に留保した受取家賃と調達金利（銀行借入金及び優先受益権）との差額を劣後受益権の収益として計上したことがあり、そのような全体的な取引の不透明性に対する警告が含意されていたのではないかとと思われる。

3.6 流動化実務指針の公正処理基準該当性について

武田昌輔（2018、1158頁）は、「会社法の企業会計慣行と法人税法の公正処理基準の関係について、基本的な考え方は同じ方向にあるといってよいであろう」として、「会社法は、『企業会計の慣行』といい、法人税法は『会計処理の基準』といっている。その意味では理論的には、企業会計の慣行ではあるが、会計処理の基準とまではみられないというものがありうるであろう。また、税法に特別の規定のない事柄が会社法に規定があった場合、それが直ちに一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行として税法でも認められるかどうかは、議論の余地がある。そのような意味では、会社法と法人税法との処理が必ずしも一致するとはいえない」と述べている。つまり、会社法上適法な会計処理でも、法人税法の趣旨から公正処理基準に該当しない場合があることを指摘している。

本稿では、ビックカメラの事案について、当初の売却処理と訂正後の金融取引処理について、公正処理基準の該当性を検討してみたい。

当初の売却処理については、税務訴訟の判決では、商法（会社法）適法性と公正処理基準該当性については触れることがなかった。税務訴訟の判例では、売却処理は、有償による信託受益権の譲渡と対価の回収という点から収益の実現があったものとして、法人税法 22 条 2 項の収益に該当すると判示しているが、不動産流動化実務指針の売却処理が公正処理基準に該当するか否かは明示していない。

他方、株主代表訴訟の判決では、当初の売却処理については、不動産流動化実務指針に反しておらず、商法上も違法であったとはいえないとしている。

筆者は、当初の売却処理は、監査法人や弁護士等と相当な検討を行った結果に基づくものであり、豊島企画の子会社該当性やリスク負担の有無について別の見解があるとしても、不動産流動化実務指針に基づくものであり、企業会計上及び会社法上適法な処理といえるのではないかと考える。そのうえで、法人税法上の課税の公平性という趣旨に反するものではないといえるので、当初の売却処理は、公正処理基準に該当するといえるのではないかと考える。

次に、証券取引等監視委員会の指導による訂正後の金融取引の処理については、税務訴訟の判決では、証券取引法上は適正な処理であるとしても、法人税法の公正妥当な会計処理には該当しないとされたものである。

もともと不動産流動化実務指針は、不動産のオフバランス処理を認めるための要件を示したものであり、ビックカメラの事案は、売却処理の要件を満たすように仕組んだものであった。しかし、株式上場後に、証券取引等監視委員会の指導により、豊島企画の子会社該当性やリスク負担について、別の解釈が示されたため、ビックカメラは、経営判断として金融取引に訂正したものである。ビックカメラにとっては、不動産流動化実務指針を適用して金融取引処理を行うことは当初の目的ではなく、結果的に会計処理に関する見解の相違から金融取引に訂正したという特殊な事例といえる。

そのような訂正後の金融取引処理については、税務訴訟の判決は、子会社のリスク負担割合を考慮して、金融取引処理をするような取扱いを定めた同指針は、法人税法の公平な所得計算という要請とは別の観点から定められたものであり、公正処理基準には該当しないとされたものである。

筆者は、この判決は、不動産流動化実務指針について、法人税法で別段の定めを設けていないために、企業会計の処理をそのまま課税所得の計算に取り込むことで、課税の公平性が損なわれるおそれがある場合には、公正処理基準の解釈に法人税法の趣旨目的を取り込むしかないという判断であったと考える。

4 取締役の任務懈怠

本判決では、取締役の任務懈怠に関する判断が示されている。本稿の直接的なテーマとは少し外れるが、注目に値するものであるので、付記するものである。

本事案では、「流動化実務指針の子会社の解釈につき異なる見解が対立し、実務上の取扱いも分かれており、豊島企画がビックカメラの子会社に当たるか否かについてもそのいずれの見解にも相当の根拠が認められる場合に、取締役又は監査役がその一方の見解を正当と解しこれに立脚して職務を行ったときは、後にその職務執行が違法と判断されたからといって、直ちに上記取締役又は監査役に過失があったものとするのは相当ではないと解すべきである。」として、本件オフバランス処理が流動化実務指針に反するものでなかったとすることや、これを前提とする本件利益計上をすることについて相当の根拠が認められるのであるから、「本件流動化の実行について Y2 に過失があったとは認められない。」という判示をしている。

取締役が会計基準の選択にあたり、相応の根拠をもって検討していれば、後でそれが不適法となった場合でも、会社法上の過失には問われえないとする判決は、注目に値するものといえる⁵⁾。

5 結び

本稿では、ビックカメラに係る訴訟事件を2件取り上げて、当初の売却処理と訂正後の金融取引処理が、不動産流動化実務指針に該当するののか、「公正ナル会計慣行」（旧商法）に該当するののか、そして、法人税法の公正処理基準に該当するののかを検討してきた。

当初の売却処理については、税務訴訟判決では、商法の適法性や法人税法の公正処理基準の該当性について判断は示されていないが、株主代表訴訟では、ビックカメラが本件不動産流動化にあっては、監査法人や法律事務所の専門家に相談しながら検討を進めており、豊島企画が形式的にはビックカメラの子会社に該当する可能性があるとしても、株主かつ取締役 Y2 が豊島企画のリスクを負うものであり、不動産流動化実務指針 40 項なお書きを適用して、ビックカメラのリスクには加算しないという判断を示したことは、相応の根拠があったといえる。したがって、筆者は、当初の売却処理は、不動産流動化実務指針にもとづき、企業会計上及び会社法上適法な処理といえるのではないかと考える。そのうえで、法人税法上の課税の公平性という趣旨に反するものではないので、当初の売却処理は、公正処理基準に該当するといえるのではないかと考える。もしも商法の下で売却処理が適法であったとすれば、その後、ビックカメラがその株式を公開したとしても、遡って、本件取引を金融取引と位

置づける必要はなかったのではないかと考えられる。

次に、証券取引等監視委員会の指導による訂正後の金融取引処理については、税務訴訟の裁判では、子会社のリスク負担割合を考慮して、金融取引処理とするような取扱いを定めた同指針は、法人税法の公平な所得計算という要請とは別の観点から定められたものであり、公正処理基準には該当しないとされた。不動産流動化実務指針については、法人税法で別段の定めを設けていないために、企業会計の処理をそのまま課税所得の計算に取り込むことで、課税の公平性が損なわれたり、租税回避をもたらす恐れがあれば、公正処理基準の解釈に法人税法の趣旨目的を入れ込むことで対処したものといえる。

ただ、納税者の予見可能性を担保するには、新たに別段の定めを設ける等して課税の公平性や租税回避の防止に努めなければならないであろう。公正処理基準創設当時は、会計基準としては企業会計原則のみが存在しているといってもよかったが、現在では、国際会計基準への統合を背景に、新しい会計基準が出てきている。これまでの企業会計原則と違う、投資家保護を重視した会計基準が開発されたときに、課税当局において、法人税法上の趣旨目的に反した会計処理になるかどうかを判断して、納税者の予見可能性をどのように担保していくのが課題である。裁判所の判決等の積み重ねによって明確になっていくものであろうが、新たな会計基準や会計処理が、法人税法の公正処理基準に該当するのか否か、適時な情報開示が望まれるものである。

注

- 1) 新井（1984、224頁）は、「公正処理基準の用語は、企業間比較を通して税法上容認されるとみることが妥当であり、この立場は会計理論のそれとは合致しない。公正処理基準の用語が会計理論上のそれを法人税法のなかに取り入れたという歴史的な経緯からみて、これを会計理論にいう公正処理基準として理解し、加えて、これを最大限とりあげることを要望するが、その意味で公正処理基準の再検討が行われることを期待したい。」と述べている。
- 2) 小林（2017、63頁）は、「会計処理の公正妥当の判断に際し、公正妥当な課税所得計算は、原則的には法律関係に即した会計処理を志向するとしても、平成5年最判は経済の実態からの合理性の視点も提示しており、結局は、法律会計と経済的実態の反映のバランスを取りながら、実務慣行としての定着度合いをも踏まえた総合判断を要することになる。」と述べている。
- 3) 角田（2014、50頁）は、「本来は、公正処理基準と公正会計基準の関係を論じる前に、公正会計基準である不動産流動化指針の会計処理を、公正会計慣行として扱うことができるかという論点について、明確にする必要があったのではないかと」として、「この論点については裁判の中でふれられることはなかった。・・・本件においては、公正処理基準、公正会計基準、公正会計慣行の3者間の関係の論点も内在していたと考える。」と述べている。
- 4) 本判決は、立本法の適用を受けない立木について強制執行を受けた上告人が、被上告人に対し、強制執行につき執行吏の過失を理由に損害賠償を求めたところ、ある事項に関する法律解釈につき異なる見解が対立し、実務上の取扱いも分かれていて、そのいずれについても相当の根拠が認められる場合に、公務員がその一方の見解を正当と解しこれに立脚して公務を執行したときは、のちに

その執行が違法と判断されたからといって、ただちに右公務員に過失があったものとするとは相当でないとして、上告を棄却した事例である。

5) 弥永 (2017, 50 頁) 参照。

本件 (株主代表訴訟) とは別に、金融証券取引法の違反事実に関する取締役 Y2 に対する課徴金について、金融庁の決定がなされている。その決定では、Y2 が「目論見書の作成に関与した時点で、目論見書に虚偽の記載があることを知っていたと認めることはできない」として、Y2 に対する課徴金命令を取消している。弥永 (2010, 7 頁) は、「不動産流動化に関連して、SPC や匿名組合などが用いられており、本件会計ルールはかなり技術性が高いものであったことから、Y2 が会計ルールを認識していなかったと判断したと思われる。」と述べている。

これら 2 つの裁判と決定を通して、Y2 は、会計処理の訂正に関して、旧商法上の損害賠償責任を負わず、また、金融商品取引法上の課徴金も負わないという判断が示された。

参考文献

- 新井益太郎 (1984) 「公正処理基準」『税務会計体系 1』ぎょうせい
- 角田亨介 (2014) 「法人税法 22 条 4 項に関する一考察－企業利益概念の変革と公正処理基準の解釈の観点から－」税務大学校論叢 79 号
- 株式会社ビックカメラ「調査委員会報告 (概要)」(2009) (平成 21 年 2 月 20 日)
- 金融庁証券取引等委員会 (2009) 「株式会社ビックカメラに係る有価証券報告書等の虚偽記載及び同社役員が所有する同社株式の売出しに係る目論見書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について」(平成 21 年 6 月 26 日)
- 金融庁 (2010) 「株式会社ビックカメラ役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載事件に対する違反事実がない旨の決定について」(平成 22 年 6 月 25 日)
- 小林裕明 (2017) 「不動産流動化に関する判決の比較分析と公正処理基準該当性の考察について」『会計プロフェッション』2017 年 3 月、第 12 号、53-66 頁
- 末永秀男 (2017) 「税務会計と租税判例」『税務会計研究』第 28 号、税務会計研究学会、155-174 頁。
- 鈴木一水 (2015) 「公正処理基準の再検討」『税務会計研究』第 26 号、税務会計研究学会、119-140 頁
- 武田昌輔編著 (2018) 『DHC コンメンタール法人税』第一法規
- 成道秀雄 (2016) 「法人税第 22 条第 4 項『公正処理基準』の検証」『租税研究』2016.6、311-333 頁
- 日本公認会計士協会 (2000) 監査・保証実務委員会実務指針第 88 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についての Q & A」(平成 12 年 1 月 19 日、最終改正 平成 24 年 3 月 22 日)
- 森下幹夫 (2016) 「法人税法 22 条 4 項の公正処理基準の現代的意義－企業会計制度との関係性の視点から－」『岡山大学経済学会雑誌 48 (1)』15-43 頁
- 弥永真生 (2010) 「ビックカメラ事件決定が提起した問題点」『商事法務』No.1908、4-13 頁
- 弥永真生 (2017) 「会計処理の適切性をめぐる裁判例を見つめ直す」『会計・監査ジャーナル No743、2017.6、46-50 頁
- 吉牟田勲 (1999) 「現行法人税法各条の立法過程の研究 27」『税務弘報』Vol47、No5、122-128 頁
- 吉村政穂 (2016) 「公正処理基準－ビックカメラ事件」『判例百選第 6 版』110-111 頁

(うかわ まさき・青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授)